

財務省告示第九十六号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十五年二月二十五日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成十五年三月七日

財務大臣 塩川 正十郎

|    |                        |   |
|----|------------------------|---|
| 一  | 名称及び記号                 | 利付国庫債券（二十年）（第六十<br>回）   |
| 二  | 発行の根拠                  | 財政融資資金特別会計法（昭和<br>二十六年法律第一百一号）第十一<br>條第一項   |
| 三  | の法律及びそ<br>の振替法の適<br>用等 | 社債等の振替に関する法律（平<br>成十三年法律第七十五号）以下<br>「振替法」という。の規定の適<br>用を受けるものとし、その振替<br>機関は日本銀行とする。<br>国民年金法等の一部を改正する<br>法律（平成十二年法律第十八号）<br>附則第三十七條第一項の規定に<br>基づき厚生労働大臣から年金資<br>金運用基金に寄託された資金に<br>よる引受け |
| 四  | 発行方法                   | 額面金額で二百四億円<br>二百二億二千八百六十四万円<br>五万円  |
| 五  | 発行額                    | 額面金額  |
| 六  | 払込金額                   | 額面金額  |
| 七  | 最低額面金額                 | 額面金額  |
| 八  | 振替単位                   | 振替法の規定による振替口座簿<br>の記載又は記録は、最低額面金<br>額の整数倍の金額によるものと<br>する。   |
| 九  | 発行行                    | 平成十五年二月二十五日   |
| 十  | 発行価格                   | 額面金額百円につき九十九円十<br>六銭  |
| 十一 | 利率                     | 一年・四パーセント   |

十二

の経過  
払込み

年金資金運用基金理事長は、払  
込金額に加え、次の算式により  
算出した金額を第十八号に規定  
する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{償還金額の総額} \times 1.4 \times 67}{100 \times 365}$$

十三

初期  
利子

平成十五年六月二十日を支払期  
とし、次の算式により算出した  
金額を支払う。ただし、支払期  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払う（以下、  
次号及び第十五号において規定  
する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.4 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第二期  
以後の  
利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払い期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十五

償還  
金額

十六

元利  
支額

十七

払込  
期日

平成十五年二月二十五日

日本銀行  
額面金額  
百円につき  
百円